

別添

| | |
|-----------------|--|
| 規則等の名称 | 徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則 |
| 根拠法令 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号） 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第三百三号） |
| 趣旨 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第34号）により漁港漁場整備法（昭和25年法律第37号）の一部が改正され、「漁港漁場整備法」の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められた。 これに伴い、関係規則について所要の整備を行う必要がある。 |
| 概要 | 次に掲げる規則について、引用法令名（「漁港漁場整備法」→「漁港及び漁場の整備等に関する法律」）等の整理を行うこととした。 （1）徳島県立自然公園条例施行規則（昭和33年徳島県条例第59号） （2）徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和52年徳島県規則第3号） （3）徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成19年徳島県規則第1号） |
| 施行日 | 令和6年4月1日 |
| 県民意見等を募集しなかった理由 | 国民のパブリックコメント手続等が実施され、これに伴い所要の規則の整備を行うものであるため。 |
| その他参考事項 | |